

国際課税制度の主要論点について ～中間的な議論の整理～

2009年8月
国際課税研究会

1. 総論

1. 時代の変化に則した国際課税制度のあり方

国際的租税回避への対抗措置としてタックスヘイブン税制（1978年）、移転価格税制（1986年）が制定された当時から、世界経済は大きく変化した。各国の法人税率引下げ競争が進展し、金融技術が飛躍的に発展する中で、企業活動も資金の流れもグローバルに国境を越えるようになった。

その間、我が国企業は海外市場に積極的に進出・展開することで成長してきたが、各国の課税権のせめぎ合いが激化する中、我が国企業が国際的二重課税のリスクを負う局面も増加しつつある。

このように変化するグローバル経済のもとでの国際課税制度のあり方については、持続的な経済成長を確保する観点から我が国の課税権をどこまでどのように及ぼすべきかを改めて検討すべきではないか。

2. 我が国の成長戦略

我が国企業は海外事業展開を年々深化させており、海外生産・利益比率も年々増加している。今後少子高齢化の進展に伴う国内市場の縮小が見込まれることから、より一層積極的に海外市場を獲得し、得た利益を国内に還流し、さらなる国内でのイノベーションにつなげることが、我が国の成長戦略となっている。

この好循環を構築する観点から、平成21年度税制改正において、

外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社配当益金不算入制度が恒久措置として導入されたところ。

今後も我が国の国際課税制度は、国際的二重課税の調整、国際的租税回避への対応という基本原則に加え、我が国企業の健全な海外事業展開を円滑化・促進する観点を踏まえた制度設計が必要である。

その際、我が国企業の競争環境悪化、海外進出判断・企業行動の歪みの助長、膨大な事務負担、予見可能性リスク等に配慮する必要がある。

3. 金融危機を契機とした国際的な議論

金融危機を境に、各国が国際課税の強化に乗り出し、世界的にタックスヘイブン等を利用した脱税・租税回避行為の防止強化への取組が加速化している。

制度の不備を利用した租税回避行為については、適正な課税等の観点から、G20金融サミットなどの動きも視野に入れつつ、我が国としても引き続き不断の対応を行っていくことが重要。

ただし、金融危機を踏まえた国際課税制度の見直しにあたっては、我が国タックスヘイブン税制を企業実態に沿って見直すことまで排除されるものではない。

本研究会は、以上のとおり我が国成長戦略や国際的動向を踏まえつつ、国際課税制度にかかる課題・論点の全体像について、中長期的な視点を含め整理することを目的とする。その中で、企業実態を踏まえた制度の見直しなど、当面検討すべき短期的課題を中心に、まずは本資料にて主な議論を中間的に整理するものである。

2. タックスヘイブン税制

1. タックスヘイブン税制の趣旨

タックスヘイブン税制は、当時我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックスヘイブンに子会社等を設立しこれを利用して税負担の不当な軽減を図る事例に対応するために導入された。

タックスヘイブン税制の制度趣旨については、課税繰延の防止・租税回避の防止の両面が論じられてきたが、平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が恒久措置として導入されたことにより、我が国タックスヘイブン税制の制度趣旨は国際的租税回避の防止であるとの従来からの説明がより明確化されたと考えられる。

この点、委員からも、タックスヘイブン税制はペナルティーの税制であり、そもそも数パーセントの税率差をとらえて強引に課税する制度ではないはずである、等の指摘があった。

国際的にも、米国の制度は課税繰延防止の側面が強いとされるものの、英国における外国法人配当益金不算入制度の導入やOECDにおける議論の状況を見ると、タックスヘイブン税制は租税回避の防止のための制度との位置づけが強まってきていると言えるのではないか。

2. 所得別管理方式とエンティティ方式

タックスヘイブン税制については、米独が所得別管理方式を採用する一方、日英仏がエンティティ方式を採用しており、それぞれのアプローチで制度設計がなされているのが現状。

今後のタックスヘイブン税制のあり方を検討するにあたり、現行のエンティティ方式を前提として適用除外基準等の妥当性を精査すべきか、所得別管理方式への移行を前提としてアクティブ所得／パ

シップ所得の分類を検討すべきか、という論点がある。現時点で所得別管理方式とエンティティ方式のメリット、デメリットを整理すると以下のとおり。

①有効性

外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴う租税回避の懸念や、金融危機の原因としてのタックスヘイブンの存在等が議論になっている中、金融所得等の受動的所得をより厳密に捕捉する観点から、所得別管理方式を評価できるのではないかとする意見がある。

また、現行の適用除外基準のあいまいさが回避され、実体ある事業からの所得は課税されないという大前提がしっかりと手当されるのであれば、所得別管理方式への移行も一つの考え方だとする意見もある。

一方、そもそも租税回避防止の観点からは所得の性質ではなく用途が問題との見解もあり、実効性に配慮して米独は便宜的に所得別管理方式を採用しているところ、何を課税対象とすべきかという論点は仮に所得別管理方式を採用しても残るため、所得別管理方式が必ずしも租税回避防止やきめ細かい課税に有効とはいえないとする意見もある。

このように、所得別管理方式がエンティティ方式との比較においてきめ細かい課税あるいは課税強化に有効かという点については両論ある。

②課税対象所得

課税対象とすべき所得の定義についても、事業所得をどのように合算課税の対象からきめ細かく除外できるかが重要であるが、いわゆるシップ所得はすべて合算すべきと整理するのも妥当でない。アクティブな事業から得た利益を原資とする配当、ロイヤリティー、グループ間取引から生じた事業所得などの扱いにつき議論の蓄積が必要であり、また、これら所得を的確に分類するための費用配賦な

ども課題となる。

③弊害の防止

また、仮に所得別管理方式を導入した場合、金融技術が飛躍的に発展し金融商品が多様化する中で、所得の付け替えなどの所得別管理に伴う弊害を防止する措置を検討し、経験を蓄積する必要がある。

④事務負担

所得別管理方式を採用している米国は、税務申告の事務負担が非常に重い、多くの企業がチェック・ザ・ボックス方式を併用して負担を回避しているとの指摘がある。我が国が日米の制度の違いを加味することなく米国型の所得別管理方式のみを導入することは事務負担の観点から困難といえ、仮に所得別管理方式を導入する場合には、企業の事務負担に配慮しつつ合算対象となる企業等を慎重に絞り込むことも検討課題となる。

以上を踏まえ、所得別管理方式への完全移行の是非については中長期課題と位置づけ、課税対象とすべき所得の範囲、所得別管理に伴う弊害防止、事務負担の軽減などについて今後さらに議論を尽くす必要がある。

3. 適用除外基準

エンティティ方式を前提とした場合、タックスヘイブン税制の趣旨にかんがみ、外国子会社が実体ある活動をしている場合には合算課税の対象とすべきでなく、現行の適用除外基準を企業実態にあわせて見直す必要がある。

(1) 統括会社

<実態>

グローバル化の進展により急増した海外拠点の効率的管理のため、北米、欧州、アジア等の地域のハブとして事業戦略を司る地域単位の統括会社形態が広くとられるようになった。特に通貨統合等によ

って地域経済化が進んだ地域では、企業グループ全体にとって最適な経営判断を行うためには、国別ではなく地域をひとつの市場と捉えてマーケティング等を行うことが必要であり、統括会社の機能はグローバル経営の不可欠の要素といえる。

しかしながら、一般に統括会社は租税回避に利用されやすい形態と目されており、実体ある経済活動を営んでいても現行のタックスヘイブン税制上の適用除外基準を満たさない場合があり、税制が一因となって企業の進出判断に歪みが生じていることが課題となっている。

統括会社の種類	機能	主たる事業	関連する適用除外基準
純粋持株会社	持株機能(域内現地法人等を傘下に所有)	株式の保有	事業基準
特許管理会社	知的財産権の集中管理	工業所有権の提供	事業基準
事業持株会社	持株機能 + 地域統括・製造・調達・研究 開発機能等	株式の保有	事業基準
グループ内金融会社	グループ内資金の集中管理、グループ会社間の資金融通機能	サービス業 (主に資金調達・貸付を行う)	所在地国基準 ※例えば自ら国内で資金調達・貸付を行う場合等は適用除外
物流統括会社	グループ内の物流の集約化・効率化機能	卸売業	非関連者基準

< 論点 >

統括会社が提供するサービスが移転価格事務運営要領上の「親会社対価を取る必要のある役務提供行為(※)」に該当し、当該サービスに対して相応の対価を徴収しており、サービス料収入が所得の過半を占める場合には、主たる事業はサービス業として所在地国基準を満たし適用除外とすることを検討すべきではないかと考えられる。ただし、どのような対価の水準が適切といえるか等につき更なる検討が必要。

※親会社対価を取る必要のある役務提供の例：(イ) 企画又は調整、(ロ) 予算の作成又は管理、(ハ) 会計、税務又は法務、(ニ) 債権の管理又は回収、(ホ) 情報通信システムの運用、保守又は管理、(ヘ) キャッシュフロー又は支払能力の管理、(ト) 資金の運用又は調達、(チ) 利子率又は外国為替レートに係るリスク管理、(リ) 製造、購買、物流、又はマーケティングに係る支援、(ヌ) 従業員の雇用、配置又は教育、(ル) 従業員の給与、保険等に

関する事務、(7) 広告宣伝(りに掲げるマーケティングに係る支援を除く。)

○物流統括会社

<実態>

例えば、企業の成長戦略の一環として製造拠点の海外移転を進める中で、東南アジアのグループ製造会社から欧米のグループ販売会社への輸出業務を、当初は各製造会社にて個別に行っていたが、ロジスティックス効率化の観点から1970年代に東南アジア拠点国に輸出業務支援・集中一括決済(※)を行う子会社を設立したところ、近年の法人税率引き下げという外部的要因により、非関連者基準を満たさず合算課税の対象となった事例がある。

※輸出船積み代行、運賃交渉、輸送業者管理等の物流支援サービス、売掛金・買掛金の集中一括管理、債券回収など

また、中国において現地子会社が増加し、同一国内(同一税率)でそれらを束ねる統括会社を設立したいが、中国の法人実効税率が25%に引き下げられ、トリガー税率を下回るリスクが高まったため、統括会社の設置を逡巡している事例がある。

<論点>

まず、中国など同一国内で物流統括会社を設立し、国内市場で完結して卸売業を営んでいる場合は、そもそも卸売業が、その事業活動の範囲が必然的に国際的にならざるを得ず、地場経済との密着性を重視する所在地国基準を適用することには無理があるために非関連者基準を適用することとされた趣旨にかんがみ、原則に立ち返って所在地国基準を適用することを検討すべきではないかと考えられる。

同様に、例えば、①物流統括会社の販売収益の過半に対応する物流が実際に統括会社の所在地国を通っていることを証明した場合、②在庫・為替・貸倒・訴訟リスク等を統括会社が負い、それに応じた体制が整っており、実体ある活動が行われていることが明らか

場合、③利益を生み出すために要した経費が物流統括会社に発生している場合等においては、非関連者基準ではなく所在地国基準を適用し、所在地国において実体ある統括機能を営むものとしてタックスヘイブン税制の適用除外とすることも検討に値すると考えられる。ただし、各基準の執行可能性や、基準が企業行動を歪めるリスクにつきさらなる検討が必要。

一方、物流統括会社が実際にモノを通さずインボイス上でのみ商流・金融流を集中し（リインボイス取引）、在庫・為替・貸倒・訴訟リスク等を負わない場合は、（課税サイドの視点に立てば）租税回避に利用されやすい形態といえ、既に合算されているものについて、事情変更がない限り、これを適用除外とすることは適当でないのではないか。

○コミッションネア方式

<実態>

欧州の通貨統合により域内価格政策の一本化が可能となり、各国にそれぞれフル機能の販売子会社を設置する意義が薄れたため、経営の効率化・迅速化の観点から欧州拠点国に数百人規模の統括子会社を設立し、域内販売会社に販売委託契約に基づき手数料（コミッション）を支払いつつ、在庫・為替・貸倒・訴訟リスク等をすべて負担している事例があるが、仮に当該国の税率が下がった場合、非関連者基準を充足し適用除外となるか否かが不明確である。

<論点>

このように企業がコミッションネア方式を契約上採用し（販売委託契約）、コミッションネアーが商法上の問屋にあたる場合のうち、統括会社が在庫管理・債権回収・決済等の機能を担い、在庫・為替・貸倒・訴訟リスク等を負担している、といった実態がある場合には、顧客と直接売買しているとみなせることから、適用除外とすべき旨を通達で明確化すべきという意見がある。

ただし、現在OECD移転価格ガイドライン改訂にあたりコミッション方式が議論になっており、今後タックスヘイブン税制における扱いの議論にも影響しかねないため、現時点で日本だけが先行して結論を出すことの是非について、引き続き検討する必要がある。

○事業持株会社

複数の事業を営む企業が配当収入の割合から持株会社と判定され、適用除外基準のうち事業基準を満たさない場合に、当該事業持株会社の事業所得を合算対象外とする方法も検討に値すると考えられる。

(2) 上記以外の論点

○来料加工

香港子会社から中国郷鎮企業等に対して製造委託を行う形態について、

- ◇ 納税者の予見可能性確保の観点から、来料加工を営む会社の「主たる事業」の判定および適用除外の判断基準を明確化すべき
- ◇ 原料を有償で供与し、加工後の製品を買い取る進料加工の場合は、「主たる事業」は卸売業として非関連者基準を充足し、適用除外となることを明確化すべき

といった論点があるが、一連の裁決・判決の動向をみつつ引き続き検討する必要がある。

○管理支配基準

現行の管理支配基準の判定にあたっては、所在地国における取締役会の開催、役員職務執行、会計帳簿の作成・保管等の状況を勘案するとされている。しかしながら、IT化の進展により本社役員と現地スタッフがグローバルにテレビ会議や電話会議で迅速に意思決定を行う時代に、企業の業務遂行形態の変化にあわせた執行の見直しも検討課題となると考えられる。

○金額基準

中小企業の事務負担軽減の観点から、子会社等の資本金あるいは

所得が一定以下の場合には課税しないなどの金額基準を設けることも一案だが、濫用防止措置の検討、税制全体の中での整理が必要となる。

○動機基準

動機基準については、タックスヘイブン税制で合算課税すべきでない所得が課税されているのであれば救済措置を設けるべきであり、納税者側に租税回避の動機がないことを反証する機会があるのは心強い、との意見があった。

国際的租税回避を防止するという我が国タックスヘイブン税制の趣旨を貫徹させるため、企業のラストリゾートとして動機基準を導入することも検討に値するが、実際に活用される制度とするためには、要件や運用方法を工夫する必要がある。

4. トリガー税率

現行のトリガー税率は、タックスヘイブン税制導入当時の我が国法人実効税率約50%の「2分の1未満」が我が国での税負担の水準に比して著しく低い水準である、として導入された。

当時の軽課税国リストにはバーミュダ、ケイマン諸島、モナコなど明らかに無税あるいは税負担が著しく低い国・地域が列挙されていたが、近年、世界各国で法人税率の引き下げが軒並み行われ、中国、韓国、ロシア等の子会社が特定外国子会社に該当するようになっている。

現行のタックスヘイブン税制のもとでは、①各子会社の税負担率がトリガー税率を下回らないことの確認作業、②トリガー税率を下回った場合の適用除外の立証作業、いずれも企業にとって膨大な事務負担となり、最終的な課税につながらないままコンプライアンス・コストを押し上げているとの指摘がある。

したがって、タックスヘイブン税制創設の際の経緯にかんがみ、トリガー税率を現行の25%から少なくとも20%に引き下げるなどの対策を講じることを検討すべきではないかと考えられる。

○リスト方式

実体ある企業ほど、進出国で長期にわたり事業を営むために法的安定性を重視しているところ、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社を合算課税の対象外とするホワイトリストの導入等が、予見可能性の確保、事務負担軽減の観点からも有効であり、トリガー税率の引き下げとあわせて検討すべきではないかと考えられる。

○適用除外の複数年度判定

例えば、株式譲渡益、使用料等がある事業年度にのみ発生し、子会社の主たる事業の判定や税負担率計算に影響を及ぼし、当該年度に限って特定外国子会社に該当した結果、欠損金の使用などに制限が生じる事例が報告されている。

国際的租税回避を防止するという我が国タックスヘイブン税制の趣旨にかんがみれば、課税リスクに関する納税者の予見可能性を確保し、租税回避を誘発しない範囲で事務負担の軽減を図る観点から、いったん適用除外要件を満たすことを立証した子会社については複数年度にわたり適用除外を認める、適用除外の複数年度判定の導入も検討に値するのではないかと考えられる。

5. 外国における非課税措置

組織再編が行われ非課税となったキャピタルゲイン（株式譲渡益）や、二重課税排除の観点から非課税とされる配当所得について、当該子会社等の税負担率計算上、所得額に加算すべき「非課税所得」に計上すると、トリガー税率を下回る懸念をもつ企業が多い。

タックスヘイブン税制の趣旨にかんがみると、組織再編などの企業活動により特定の外国子会社が当該年度に限って特定外国子会社に該当することは法的安定性を害し、妥当でないため、リスト方式や

トリガー税率の複数年度判定等で対応できない場合は、これらの所得が税負担率計算に影響を与えないよう措置することを検討すべきと考えられる。

タックスヘイブン税制には以上のような論点があるが、これらの見直しにあたっては、企業実態に沿った課税、適正な課税の観点から総合的に検討する必要がある。

3. 移転価格税制

移転価格税制は、企業活動の国際化を受けて、海外の特殊関係企業との取引価格を操作することによる所得の海外移転の問題に対処するために導入された。

移転価格税制は、課税サイドにとっては課税権の侵害を防止する強力な手段であるが、その執行にあたり一時的に国際的二重課税を生じさせることが予め一定程度想定されており、またその二重課税回避のためには膨大な労力と時間を要することから、企業にとっては重大な課税リスクを伴う制度といえる。

これまで、移転価格事務運営要領の改定、相互協議中の納税猶予制度の導入、事前確認体制の充実化等の改善が図られてきたところであるが、引き続き独立企業間価格の算定等を巡り、企業と税務当局との見解の相違が発生しており、我が国企業の海外事業展開上の大きなリスク要因となっている。

今後の移転価格税制のあり方を検討するにあたっては、適用対象法人を限定し、予見可能性を確保しつつ、企業活動の実態に則した適正・円滑な執行を図る方向で検討する必要がある。

1. 国外関連者要件

現行の移転価格税制のもとでは、出資比率50%ずつの合弁形態の場合、当該子会社は国外関連者と認定されるが、対等出資の場合、一方親会社に価格等に関する単独の決定権はない。したがって、法的安定性および予見可能性の確保の観点から、形式基準「100分の50以上」を「100分の50を超える」と改正することを検討すべきではないかと考えられる。

あわせて、特に中国国内における中国企業との合弁形態については、董事（役員）の半数が我が国法人の社員であっても、事業計画・

収益計画など経営上の重要事項を決定する董事会の開催には「2／3以上の董事の出席」が法令上求められていることもあり（中外合弁企業法実施条例37条）、対等出資の場合に限らず、実質的に支配力が及ばない可能性がある。したがって、執行にあたって進出先国の規制に配慮すべき旨を明確化することも検討すべきではないかと考えられる。

また、子会社との間に経営上の重要事項を決定する支配従属関係がないことを納税者が立証した場合は、形式要件・実質要件に関わらず国外関連者と認定しない旨を新たに規定することも一案ではないか。

なお、日本の課税ベース確保の観点から、中国企業との合弁形態については相互協議を伴う事前確認制度により解決することが本来の姿であるとの指摘があり得るが、日中間の相互協議が迅速かつ実効的に機能することが前提となる。

2. 独立企業間価格幅

我が国は課税段階において独立企業間価格幅を認めていないが、相互協議を伴う事前確認において実際には幅を認めて合意に至る事例が多いことから、独立企業間価格決定の際にも幅の使用を認めるべき、との意見があった。

現在、OECDの比較可能性に関する議論において、現行のOECDガイドラインの独立企業間価格幅の記載ぶりを見直す方向性が示されていることから、OECDの議論の動向を注視しつつ、中長期的課題と位置づけて検討を続けるべきではないか。

3. 国内当局の執行

国内の移転価格税制の執行については、利益率や比較対象取引の扱い、寄附金課税と移転価格課税の境界線の明確化など引き続き残る改善要望につき検討する必要がある。また、事前確認制度・相互

協議の体制強化を含めたさらなる充実が望まれる。

なお、国内制度の執行上の問題を解決する上で、OECD移転価格ガイドライン改定の議論等への対応も重要。

4. 海外当局の運用・執行

外国の法規制や外国当局の移転価格税制の執行が我が国企業の海外事業活動上大きな障害となっている場合、相手国の課税権に配慮しつつも積極的に改善を働きかけていくことが必要である。

特に金融危機を境に、アジア、新興国を含む各国が税収確保のため我が国企業の外国子会社に対し移転価格課税等を行う傾向がみられ、二重課税回避、運用ルールの国際的整合性の確保、執行の適正化等が喫緊の課題となっている。

- ◇ スタートアップ調整や製品のライフサイクルを加味することなく、収益が悪化した年度について移転価格課税を行う等、進出国の当局から恣意的な移転価格税制の適用を受ける場合
- ◇ 進出国にロイヤリティー額・送金額の上限規制等が存在するため当該外国子会社から親会社への支払額が独立企業間価格に満たず、税務当局間の課税額の認定の見解が相違する場合
- ◇ 進出国において税法上独自の知的財産権の認定に関する規定が存在し、親会社の知的財産権を外国子会社に認定したうえで移転価格税制を適用され、親会社がロイヤリティーを受け取ることができなくなる場合
- ◇ 国内法上の問題により、租税条約に基づく相互協議の結果が履行されず、二重課税が排除されない場合

これらに対しては、租税条約交渉や相互協議、投資環境整備のための二国間対話スキームにおける問題提起・改善要望等を通じて対応することに加え、OECDアウトリーチへの取組、G20、APEC等のマルチ・フォーラムの活用、新興国等の課税当局へのキャ

パシティビルディング支援、仲裁制度等の国際的な課税権を巡る紛争調整メカニズムの整備等も検討すべきではないか。

4. 租税条約

1. 優先国

租税条約は、利子・配当等の投資所得の源泉税の減免、移転価格課税に伴う二重課税解消（対応的調整規定、相互協議規定等の導入）等を実現する重要なツールである。

我が国は現在、45の条約を56ヶ国との間で適用し（対外直接投資の約9割の地域をカバー）、直近では資源外交の一環として中東等資源国をターゲットに租税条約を締結・改定してきた。

今後さらに租税条約の締結・改定を積極的に進めるにあたって、同時に交渉できる国の数が限られているところ、

- ◇ 相手国への我が国企業の進出状況（投資額、進出企業数等）
- ◇ 投資所得（配当・利子・使用料）の限度税率、移転価格税制関連規定（対応的調整規定・更正処分期間制限規定・相互協議規定）等

◇ 資源・エネルギー外交上の位置づけ

◇ アジア、新興国等へのマーケット拡大戦略

◇ 他の投資促進ツール（投資協定・社会保障協定）の動向等を勘案しつつ、我が国企業の海外展開促進等の観点から、優先的に交渉を行うべき国を選定すべきではないか。

とりわけ、今後は、資源国に加え、アジアや南米等の新興国との租税条約の締結・改定が必要ではないか。

2. 仲裁制度

二重課税解消のための相互協議は合意義務がないことから、当局間の協議が不調に終わった場合、あるいは協議が難航・長期化した場合でも、迅速な二重課税の排除により納税者の救済を図る仕組みが求められている。

相互協議が決裂して二重課税が解消しない事態を防止し、相互協

議期間につき予見可能性を高める観点から、OECDモデル租税条約や欧米等の租税条約において導入されている仲裁規定につき、憲法上の問題等に留意しつつ、我が国においても導入を検討すべきではないか。

ただし、仲裁人の選定方法、納税者の参加方法、裁定方法、費用負担、裁定の拘束力等の制度の詳細については、慎重に設計する必要がある、とりわけ、完全中立の仲裁人の選定をどのように担保すべきかが国益の観点から重要となる。

5. 今後の検討方針

これまでの議論を踏まえ、我が国企業の健全な海外展開を促進・円滑化するため、以下の論点については、企業活動の実態が引き続き明らかにされる中で、具体的な制度改正を含む早急な対応も視野に入れて検討されることが望ましい。

タックスヘイブン税制

- ・適用除外基準の見直し（物流統括会社の扱いの明確化など）
- ・トリガー税率の引き下げ
- ・リスト方式・適用除外の複数年度判定の導入
- ・外国における非課税措置への対応

移転価格税制

- ・国外関連者要件の見直し

今後の研究会においては、グローバル化に対応した国際課税制度のあり方を中長期的視点に立って検討するほか、以下の点につき引き続き議論していくこととしたい。

- ・国際課税制度にかかる継続検討課題
- ・G20など国際的動向を踏まえた対応
- ・移転価格税制の国内外における運用・執行上の課題
- ・OECD移転価格ガイドライン改定等への対応
- ・仲裁制度の導入に向けた検討
- ・租税条約の締結・改定の促進 等

国際課税研究会委員等名簿

(敬称略・五十音順)

座長	あおやま 青山	けいじ 慶二	筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授
委員	あさつま 浅妻	あきゆき 章如	立教大学 法学部 准教授
	あべ 阿部	やすひさ 泰久	社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	あやめ 菖蒲	しずお 静夫	キヤノン株式会社 経理部 担当部長
	かわばた 川端	やすゆき 康之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究所 教授
	かんま 合間	あつし 篤史	新日本製鐵株式会社 財務部決算グループ マネジャー
	ぐんじ 郡司	かずろう 和朗	社団法人日本貿易会 経理委員会 委員長 (丸紅株式会社 経理部部長)
	さとう 佐藤	しんじ 慎二	三井物産株式会社 経理部 税務統括室長
	たかしま 高嶋	けんいち 健一	KPMG 税理士法人 パートナー
	たかはら 高原	ひろし 宏	武田薬品工業株式会社 経理部 コーポレート・オフィサー 経理部長
	はまだ 浜田	ひでゆき 英之	社団法人日本自動車工業会 税制部会長 (トヨタ自動車株式会社 渉外部 第一渉外室長)
オブザーバー	はゆか 羽床	まさひで 正秀	新日本アーンスト&ヤング税理士法人 顧問
	ふじた 藤田	こうじ 耕司	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
	やすの 保野	ゆうじろう 裕治郎	パナソニック株式会社 経理グループ 税務チーム 参事
	くりはら 栗原	たけし 毅	金融庁 総務企画局 政策課 調査企画室長 (第2回まで)
	とみやす 富安	たいいちろう 泰一朗	金融庁 総務企画局 金融税制室長 (第3回以降)
事務局	経済産業省	貿易経済協力局	貿易振興課